

# 農業振興地域整備計画を見直します

## アンケート調査を実施

市では今年4月から2年間にわたり、市の農業振興地域整備計画を見直しています。計画の見直しに当たり、市が委託した業者が、市内の農家を対象に、郵便で「農家意向アンケート調査」を行います。ので、ご協力をお願いします。  
**調査票発送時期** 8月上旬予定  
**対象者** 市内在住で1世帯当たりの耕作面積が50アール以上の農家

## 委託業者 国際航業(株) 農振除外の申請受付を停止します

計画の見直し期間中は、農業振興地域内の農振除外の申請を受け付けません。  
 本年度は、平成30年3月申請分まで受け付けます。農振除外を検討している人は、速やかに申請してください。  
**申請停止期間** 平成30年4月(平成31年7月)  
**農政課 ☎(88)9138**

## 農地を守り 地域の維持・発展のために

農業委員会では、農地利用の最適化を推進するために、次の調査を行います。  
**農地パトロール** 農地法の許可(届出)を受けた後の履行状況の確認や農地の違反転用・発生防止に取り組みます。  
**農地利用状況調査** 農地利用状況調査の結果、利用されていない農地の所有者に、今後の利用意向の確認や農地中間管理機構との協議などの案内を行い、「農地利用の最適化」に取り組みます。  
**農地利用状況調査** 8月から9月にかけて行い、遊休農地の実態を把握し、発生防止と解消に努めます。  
**農地利用意向調査** 農地利用状況調査の結果、利用されていない農地の所有者に、今後の利用意向の確認や農地中間管理機構との協議などの案内を行い、「農地利用の最適化」に取り組みます。  
**農政課 ☎(88)9165**

## 優良運転者表彰の申請 安全運転の 継続をたたえます



市交通対策協議会では、11月に開催予定の須賀川・岩瀬地方交通安全大会で表彰される「優良運転者」の上申書を受け付けています。  
**対象者** 運転免許(小型特殊と原動機付き自転車を含む)を取得後、7年以上無事故・無違反で市内在住の人  
 ※過去に同種の表彰を受けた人、上申中に免許証の停止や取り消しを受けた人は対象外  
**申請期限** 10月3日(火)  
**申請方法** 「表彰上申書」に自動車安全運転センター福島県事務所まで発行した「無事故・無違反証明書」(発行日が9月1日(30日のもの)を添えて、生活課に申請してください。  
 上申書や無事故・無違反証明書の申込用紙は、生活課にあります。  
 ※証明書の受け取りまで約1週間掛かります。  
**生活課 ☎(88)9128**



## サイレンを鳴らします

119番を受けると、通報者から「サイレンは鳴らさないで来てください」と言われることがあります。しかし、救急車はサイレンを鳴らすことが法律で定められており、生命に危険のある人を急いで病院に運ぶために必要です。救急車の出動時のサイレンにご理解をお願いします。



## 普通救命講習会の受講を!

消防署では、応急手当の講習会を毎月2回行っています。ぜひ受講してください。詳しくは須賀川消防署にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。広報すかがわ4月号でもお知らせしています。

須賀川消防 応急手当 検索 ☎(76)3196

# 助かる命を 助けるために

## 救急車や救急医療には 限りがあります

緊急性がなくても、「交通手段がない」「お酒を飲んでいて運転できない」とにかく困っているから」と救急車を呼ぶ人や、「平日休めない」「日中は用事がある」などの理由で、救急外来を夜間や休日に受診する人がいます。このような

## 救急要請していいの? 迷ったときはお電話を

お住まいの救急相談窓口や、消防署の一般回線に電話してみてください。

**病院照会 通信指令室 ☎(76)3111**  
**こども救急電話相談(午後7時~翌朝8時)** ● 固定電話 アナログ回線など ☎024(521)3790 ● プッシュ回線の固定電話や携帯電話など 短縮ダイヤル#8000

## 国民年金のお知らせ 後納制度と 追納制度

**後納制度** 時効で納めることができなかつた保険料を、過去5年間分を遡って納められます(平成30年9月まで)。この制度を利用することで、納付期間が足りず年金を受給できなかった人が受給資格を得られたり、将来受け取る年金額が増えたりします。

過去3年度以前の保険料には、加算額が上乘せされます。また、古い分から順に納めるようになります。  
**▼対象者** ●5年以内に保険料を納め忘れた期間がある人(任意加入中の保険料も該当)  
**郡山年金事務所 ☎024(932)3434**

## 平成29年度中の後納・追納保険料

年度	後納保険料月額	追納保険料月額
平成19年度	-	15,040円
平成20年度	-	15,160円
平成21年度	-	15,250円
平成22年度	-	15,510円
平成23年度	-	15,290円
平成24年度	15,610円	15,140円
平成25年度	15,420円	15,120円
平成26年度		15,270円
平成27年度	15,590円	
平成28年度	16,260円	

※保険料月額は、後納保険料と追納保険料の全額免除のときの額です。  
 ※平成26年度分以前の保険料月額は、加算額が含まれた額です。



本市農業の振興を図るために計画を見直します(7月11日・稲田幼稚園ジャガイモ掘り)